

事務連絡  
平成19年6月8日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

モニタリング検査強化の解除について  
(オーストラリア産菜種)

平成19年度輸入食品等モニタリング計画については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号（最終改正：平成19年5月9日付け食安輸発第0509001号）に基づき実施しているところです。

オーストラリア産菜種については、本年2月16日付け食安輸発第0216004号及び同日付け事務連絡並びに本年3月6日付け事務連絡にて検査命令を実施している輸出業者を除き、平成18年8月25日付け事務連絡によりモニタリング検査の頻度を50%（本年4月より30%）に引き上げて対応しているところです。

今般、オーストラリア政府より提出された違反事例についての原因究明結果等及びモニタリング検査の結果から、モニタリング検査を通常の頻度に戻すこととしますので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

なお、特定の輸出業者に対する検査命令は継続して実施することを申し添えます。